

役職手当支給細則

		平成16年 4 月 1 日	
		細則第 12 号	
改正	平成17年 3 月 14 日	細則第 6 号	
	平成19年 3 月 23 日	細則第 5 号	
	平成19年 7 月 30 日	細則第 17 号	
	平成20年 3 月 24 日	細則第 7 号	
	平成21年 3 月 23 日	細則第 5 号	
	平成21年 11 月 30 日	細則第 23 号	
	平成22年 3 月 24 日	細則第 1 号	
	平成22年 11 月 30 日	細則第 12 号	
	平成23年 3 月 9 日	細則第 3 号	
	平成24年 3 月 19 日	細則第 5 号	
	平成26年 3 月 24 日	細則第 11 号	
	平成27年 3 月 24 日	細則第 4 号	
	平成28年 3 月 23 日	細則第 6 号	
	平成29年 3 月 8 日	細則第 3 号	
	平成30年 1 月 19 日	細則第 2 号	
	平成30年 12 月 7 日	細則第 8 号	
	平成31年 3 月 19 日	細則第 4 号	
	令和 2 年 3 月 19 日	細則第 7 号	
	令和 4 年 3 月 23 日	細則第 4 号	
	令和 5 年 5 月 12 日	細則第 9 号	
	令和 6 年 3 月 25 日	細則第 2 号	
	令和 7 年 1 月 31 日	細則第 1 号	
	令和 7 年 3 月 27 日	細則第 6 号	

(総則)

第1条 国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）第13条の規定による役職手当の支給については、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

(支給範囲)

第2条 給与規程第13条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員のうち、別表第1に掲げる職員に支給する。

2 別表第1に掲げる職名に係る役職手当の区分は、同表の職名欄の区分に応じ、同表の区分欄に定める区分とする。ただし、同表に掲げる職名のうち学長が別に定める職名にあっては、当該職名に対応する同表の区分欄に定める区分より一段高い区分とすることができる。

(支給額)

第3条 前条第1項に規定する職名を占める職員に支給する役職手当の額は、当該職員に

適用される本給表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職名に係る前条第2項の規定による区分に応じ、別表第2の役職手当の額欄に定める額（国立大学法人鳴門教育大学職員の育児休業等に関する規程（平成16年規程第19号。以下「育児休業等規程」という。）第16条による育児短時間勤務職員にあってはその額に国立大学法人鳴門教育大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年規程第18号）第27条の2により定められたその者の勤務時間を38.75時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

（役職手当の支給方法）

第4条 前条に規定する職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（業務上の傷病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に規定する通勤をいう。）による傷病により勤務しないことについて特に承認のあった場合を除く。）は、その月の役職手当は支給しない。

2 前条に規定する職員が死亡したときは、死亡した日の属する月の役職手当の全額を支給する。

3 前条に規定する職員が、第2条に規定する他の職名を兼務する場合は、支給区分の高い役職手当を支給する。

4 前条で指定する職が欠員の場合又はその職をしめる職員が休職にされている場合に、取扱、代理等として発令され本務として職務を行う職員には支給する。

（雑則）

第5条 この細則に定めるもののほか、役職手当に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成19年4月1日から施行する。

2 給与規程第13条の規定により役職手当を支給する職を占める職員のうち、この細則による改正後の細則（以下「新細則」という。）第3条の規定による役職手当の額が経過措置基準額（育児休業等規程第16条による育児短時間勤務職員にあっては、当該経過措置基準額に国立大学法人鳴門教育大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年規程第18号）第27条の2により定められたその者の勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た額）に達しないこととなる職員には、当該役職手当のほか、当該役職手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を役職手当として支給する。

(1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100

(2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75

(3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50

(4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号

に定める額をいう。

- (1) この細則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に適用されていた本給表と同一の本給表の適用を受ける職員（以下「同一本給表適用職員」という。）であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、相当区分等職員（同日において占めていたこの細則による改正前の細則第2条に規定する表に掲げる職名に係る同表の職種区分欄に定める区分（以下「旧区分」という。）に相当する新細則別表第1の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職名を占める職員 同日にその者が受けていた役職手当の額
- (2) 同一本給表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、下位区分等相当職員（旧区分より低い区分に相当する新細則別表第1の職種区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職名を占める職員 同日に当該旧区分より低い区分に相当する新細則別表第1の区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる役職手当の額
- (3) 同一本給表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、相当区分等職員 同日にその者が下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる役職手当の額
- (4) 同一本給表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、下位区分等相当職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い区分に相当する新細則別表第1の区分欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる役職手当の額
- (5) 施行日以後に本給表の適用を異にする異動をした職員（施行日以後に新たに本給表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる役職手当の額
- (6) 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に給与規程第14条の2第3項に規定する交流職員等から人事交流等により引き続き新たに本給表の適用を受けることとなった職員その他特別の事情があると認められる職員のうち、部内の他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものとして学長が定める職員 前各号の規定に準じて学長が定める額

附 則

この細則は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。

（附則の改正（平成19年細則第5号附則第2項））

- 2 役職手当支給細則を改正する細則（平成19年細則第5号）附則第2項中「40時間」とあるのは「38.75時間」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この細則は、平成21年12月1日から施行する。

(附則の改正 (平成19年細則第5号附則第3項))

- 2 役職手当支給細則を改正する細則 (平成19年細則第5号。以下「平成19年改正細則」という。) 附則第3項第1号中「役職手当の額」とあるのは「役職手当の額 (平成21年12月1日において国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程を改正する規程 (平成21年規程第74号) 附則第3項に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該役職手当の額に100分の99.76を乗じて得た額。以下この項において同じ。)」とする。
- 3 平成19年改正細則附則第3項第5号中「した場合に」とあるのは「して」と、「準じてその者が受けることとなる役職手当の額」とあるのは「よるものとした場合の額」とする。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成22年12月1日から施行する。
(附則の改正 (平成21年細則第23号附則第2項))
- 2 役職手当支給細則を改正する細則 (平成21年細則第23号) 附則第2項中「平成21年12月1日」とあるのは「平成22年12月1日」とし、「100分の99.76を乗じて得た額」とあるのは「100分の99.59を乗じて得た額とし、減額改定職員以外の職員である者にあつては、当該役職手当の額に100分の99.83を乗じて得た額」とする。
(給与規程を改正する規程 (平成22年規程第87号) 附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員等の支給額)
- 3 給与規程を改正する規程 (平成22年規程第87号。以下「平成22年改正規程」という。) 附則第2項の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員 (国立大学法人鳴門教育大学就業規則 (平成16年規則第23号) 第25条第1項又は第26条第1項の規定により採用された職員を除く。) のうち、その職務の級が平成22年改正規程附則第2項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者 (以下この項において「特定職員」という。) の55歳に達した日後における最初の4月1日 (特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日) 以後の役職手当は、第3条の規定にかかわらず、同条の規定による額に100分の98.5を乗じて得た額 (その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) とする。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 30 年 2 月 1 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 30 年 12 月 7 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 5 年 6 月 1 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 7 年 1 月 31 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

組 織	職 名	区 分
事務	事務局長 企画調整役 特命部長 部長	Ⅱ種
	次長	Ⅲ種
	課長 主幹 室長(学長が特に認める場合に限る。)	Ⅳ種
法人	副理事	Ⅲ種
大学	副学長	Ⅲ種
	学長補佐	Ⅳ種
	特命補佐	Ⅶ種
大学院	専攻長	Ⅳ種
附属学校部	部長	Ⅳ種
	附属小学校長 附属中学校長 附属特別支援学校長	Ⅳ種
	附属幼稚園長 附属小学校教頭 附属中学校教頭 附属特別支援学校教頭	Ⅴ種
	附属幼稚園教頭 附属特別支援学校小学部主事 附属特別支援学校中学部主事 附属特別支援学校高等部主事 附属幼稚園部内教頭	Ⅵ種

別表第 2（第 3 条関係）

1 一般職本給表（一）

職務の級	区 分	役職手当の額
10 級	I 種	139,300円
9 級	I 種	130,300円
	II 種	104,200円
8 級	I 種	117,500円
	II 種	94,000円
7 級	II 種	88,500円
6 級	III 種	72,700円
	IV 種	62,300円
5 級	IV 種	59,500円

2 教育職本給表（一）

職務の級	区 分	役職手当の額
6 級	III 種	92,700円
	IV 種	85,500円
	V 種	71,300円
5 級	III 種	86,800円
	IV 種	80,200円
	V 種	66,800円
	VI 種	53,400円
	VII 種	25,000円
4 級	VII 種	21,400円

3 教育職本給表（二）

職務の級	区 分	役職手当の額
4 級	Ⅳ 種	68,300円
3 級	Ⅴ 種	55,100円
2 級	Ⅵ 種	16,700円

4 教育職本給表（三）

職務の級	区 分	役職手当の額
4 級	Ⅳ 種	65,100円
	Ⅴ 種	54,300円
3 級	Ⅴ 種	53,400円
特 2 級	Ⅵ 種	33,200円
2 級	Ⅵ 種	16,400円

5 教育職本給表（一）（再任用）

職 名	区 分	役職手当の額
副学長	Ⅲ 種	52,000円
学長補佐	Ⅳ 種	48,000円

6 教育職本給表（二）（再任用）

職務の級	区 分	役職手当の額
4 級	Ⅳ 種	40,000円
3 級	Ⅴ 種	33,000円
2 級	Ⅵ 種	10,000円

7 教育職本給表（三）（再任用）

職務の級	区 分	役職手当の額
4 級	IV 種	39,000円
	V 種	32,000円
3 級	V 種	32,000円
特 2 級	VI 種	19,000円
2 級	VI 種	9,000円